



平成 25 年 11 月 19 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号  
株式会社三栄建築設計  
代表取締役専務 小 池 学  
(コード番号:3228 東証・名証 第一部)  
問合せ先： 取締役執行役員管理本部長 吉川 和男  
電話番号： 03-5335-7233 (代表)

## 社内調査に関するお知らせ

平成 25 年 5 月 25 日付「本日の一部報道について」において公表いたしましたとおり、平成 25 年 5 月 24 日に当社及び当社代表取締役社長小池信三の自宅に対し、証券取引等監視委員会による強制調査（注）が行われました。

その後、当社といたしましては真相究明に向けて全面的に調査に協力してまいりましたが、調査の過程において、平成 25 年 10 月中旬頃に証券取引等監視委員会から当社に株式の名義人と実質的な株式所有者の齟齬（いわゆる名義株の問題）が存在する可能性がある旨の指摘を受けました。

当社は、証券取引等監視委員会の当該指摘を真摯に受け止め、関係者からの事情聴取を中心に当該指摘にかかる事実関係の調査を行ったところ、現時点までの調査によって、当社における名義株の存在が発覚し、また、現状では当該株式の実質的な所有者が当社代表取締役社長小池信三である可能性が高いと認識しております。

なお、現時点までに未だ事情を聴取できていない関係者が存在するため、当社は証券取引等監視委員会の指摘にかかる事実関係の調査を継続し、追加で開示すべき事項を確認した場合には速やかにご報告させていただく予定であります。

また、当社といたしましては、「第 20 期有価証券報告書」提出時点までに判明している調査結果を株主の皆様及び取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様に早期にお知らせするため、当該有価証券報告書に反映のうえ、平成 25 年 11 月 27 日に提出予定であります。

最後になりますが、株主の皆様及び取引先の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

（注）一部で、強制調査の際の犯則嫌疑事実が金融商品取引法第 159 条の相場操縦行為等である旨の報道がなされましたが、臨検搜索差押許可状に記載された犯則嫌疑事実は、同法第 158 条の偽計に関するものですので、ここで訂正させていただきます。

また、現時点においては、小池信三を除く当社の役員及び当社従業員が強制調査の犯則嫌疑事実に関与したという事実は確認されておりませんので、当社は当該強制調査における犯則嫌疑法人ではないと認識しております。この点、併せて付言させていただきます。

以上